

令和 4 年 10 月 11 日

報道関係者 各位

水道料金の**基本料金免除**について（お知らせ）

標記の件について、コロナ禍における物価の高騰など経済的負担が増す市民や事業者等の負担軽減を目的として、国の新型コロナ交付金を活用し水道料金の**基本料金**を下記のとおり免除することとなりましたのでお知らせします。

記

1. 対象者 島原市内の水道を契約されている全ての市民及び事業所
（官公庁及び学校等を除く）
2. 免除期間 3 か月間（令和 4 年 10 月請求分～令和 4 年 12 月請求分）
3. 免除内容 水道料金の**基本料金**を免除
※減免に関する手続きは不要です（市役所から電話がかかってくる、訪問したり、銀行やコンビニの ATM へ誘導することはありません）。

口径	13・20mm	25・30mm	40mm	50mm 以上
1 か月分 基本料金(税抜き)	800 円	1,500 円	4,000 円	4,800 円

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市水道課 業務班
担当 本田
電話：0957-68-1111（内線 592）
E-mail：suido@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

島原市からのお知らせ

水道料金の基本料金を減免します！

島原市では、コロナ禍における物価の高騰など経済的負担が増す市民や事業者等の負担を軽減するため、国の新型コロナ交付金を活用し水道料金の基本料金を減免します。

注意！ 従量料金（使った分の料金）は減免対象ではありません。

減免の対象者

島原市内の水道契約をされている全ての市民及び事業所が対象です。
（ただし官公庁及び学校等は対象外です）。

減免期間

減免期間は3か月間（令和4年10月請求分～令和4年12月請求分）です。

減免額

水道基本料金一覧（税抜き）

口径	13・20mm	25・30mm	40mm	50mm 以上
基本料金 （1 か月）	800 円	1,500 円	4,000 円	4,800 円

手続き方法

減免に関する手続きは不要です（市役所から電話がかかってきたり、訪問したり、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません）。

（お問い合わせ先）

〒859-1492

島原市有明町大三東戊 1327 番地

島原市水道課 業務班

TEL：0957-68-1111（内線 592、593）